所得課税としての住民税



日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦

地方基幹税としての住民税

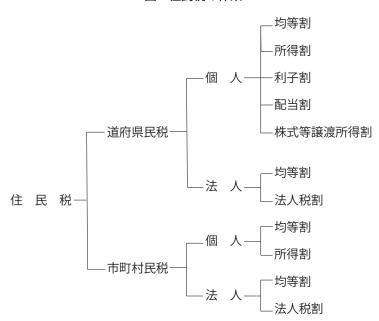
現在の日本の地方税体系は、道府県税では 住民税と事業税を、市町村税では住民税と固 定資産税を基幹税として形成されている。つ まり、住民税は道府県税でも、市町村税でも 基幹税として位置づけられている。

住民税は戦時期の1940年(昭和15年)の税制改革で、市町村民税として誕生する。市町村民税の前身は、戸数割である。戸数割は、「所得と資産状況」に見立てで課税されていた。この戸数割が、1940年の戦時税制改革で市町村民税として生まれ変わることになる。

第二次大戦後のシャウプ勧告にもとづく 1950年(昭和25年)の税制改革で、市町村民 税は市町村税の基幹税として位置づけられる。 さらに1954年(昭和29年)の税制改革で、道 府県民税が創設されることになり、市町村税 でも道府県税でも住民税が基幹税として登場 することになる。

住民税は所得課税だといわれている。それ は個人と法人の所得に対して課税されている

図 住民税の体系



からである。もっとも、法人は人間ではない、 市場社会では所有権の主体になれるのは人間 だけである。ところが、法人は人間ではない にもかかわらず、人間だと見做され、所有権 の主体になることができる。そうした所有権 は、地方自治体の提供する公共サービスの利 益を享受して確保される。そのため法人も個 人とともに、地域住民と見做され、住民税が 課税されることになる。

とはいえ、住民税は個人にしろ法人にしろ、 所得にのみ課税されているわけではない。と いうのも、住民税では個人に対しては所得割 とともに均等割が、法人に対しても法人税割 とともに均等割が設けられ、住民税は図のよ うな体系を形成しているからである。

この図に示したように、道府県民税にしろ 市町村民税にしろ、個人住民税には所得割と 均等割があり、法人住民税には法人税割と均 等割がある。しかし、道府県民税の個人住民 税には、「利子割」、「配当割」、「株式等譲渡所 得割」があるけれども、市町村民税にはない。

そのため市町村には、道府県民税の「利子割」、「配当割」、「株式等譲渡所得割」の税収から、相当分として5分の3が交付金として交付されることになっている。

均等割と所得割・法人税割

個人住民税にしろ法人住民税にし る、住民税の均等割はすべての地域 社会の構成員が地域社会の「会費」 として、地方税を負担すべきだとい う負担分任原則にもとづいて課税さ れる。そのため個人住民税の均等割 の標準税率は、道府県民税が1,000円、 市町村民税が3,000円という定額に なっている。もっとも、生活扶助を 受けている者や一定所得以下の低所 得者は非課税となる。

個人住民税の均等割の納税義務者は、都道 府県や市町村に住所のある者である。しかし、 住所のある市町村以外の市町村に、事務所や 事業所さらには家屋敷を所有していれば、そ れらが存在する市町村ごとに、道府県民税と 市町村民税の均等割が課税される。均等割は 地域社会に参加するための「会費」としての 性格を備えているからである。

法人住民税の均等割も、地域社会に参加する「会費」的性格を根拠に、納税義務者は都道府県や市町村に事務所や事業所のある法人となるけれども、寮などが存在しても納税義務が発生する。標準税率は資本金などの額や従業員数によって、道府県住民税では5段階で、市町村住民税では9段階で課税されている。

個人住民税の所得割は、所得に課税される。 しかし、国税の所得税が「現年」、つまりその 年の所得に課税されるのに対して、所得割は 「前年」の所得に課税される。さらに基礎控除 などの控除額は、国税の所得税より低く設定 され、個人住民税の所得割の課税最低限は、 国税の所得税よりも低くなっている。

これは負担分任原則を反映しているといってよい。とはいえ、所得割の納税義務者の対象は、負担分任論的性格の濃厚な均等割よりも小さい。所得割の納税義務者は都道府県や市町村に住所のある者だけである。

もちろん、国税は応能原則にもとづくのに対して、地方税は応益原則にもとづいて課税することが基本原則である。そのため国税の所得税が累進税率で課税されるのに対して、三位一体改革によって2007年(平成19年)度から個人住民税の所得割は比例税率へ改められている。個人住民税の所得割の標準税率は、道府県民税が4%、市町村民税が6%で、合計が10%となっている。

法人住民税の法人税制は、国税の法人税額 そのものを課税標準としている。納税義務者 は道府県や市町村に事務所や事業所の存在す る法人である。事務所や事業者が複数の地方 自治体に存在する場合には、課税標準を従業 員数によって分割することになっている。法 人税制の標準税率は、道府県民税が5%、市 町村民税が12.3%となっている。

利子割·配当割·株式等譲渡所得割

道府県民税の個人住民税にある利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、いずれも利子、配当、株式等譲渡所得が国税の所得税で源泉徴収されることと関連している。利子割は1987年(昭和62年)の税制改革で創設されている。国税の所得税では利子所得は源泉分離課税されるので、個人住民税でも利子所得は、利子割として源泉分離課税されると考えてよい。利子割は利子を支払う金融機関の所在する道府県が、その金融機関に課税する。利子割の税率は5%である。そのため利子所得は、国税の所得税の15%と利子割の5%と合わせて、20%で源泉分離課税されている。

配当割と株式等譲渡所得割は、2003年(平成15年)の税制改正によって導入されている。 配当所得は配当を支払う企業を特別徴収義務 者として、納税義務者の住所のある道府県が 課税をする。税率は5%で、国税の所得の 15%と合計すると、配当所得は20%の税率で 課税されることになる。

株式等譲渡所得割は、国税の所得割で譲渡 所得について源泉徴収を選択すると課税され る。譲渡所得を支払う証券業者が特別徴収義 務者となり、納税義務者の住所のある道府県 に納税する。税率は5%で、国税の所得税の 15%と合計して20%で課税されることになる。

著者略歴

神野 直彦(じんの・なおひこ)

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』(岩波書店)、『「希望の島」への改革—分権型社会をつくる—』(NHK出版)、『地域再生の経済学』(中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞)、『財政学』(有斐閣・2003年租税資料館賞受賞)、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』(岩波書店)、『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書)、『「人間国家」への改革』(NHK出版)等がある。